

ビルメンテナンスにおける下請取引実態と改正下請法の内容

改正下請法の円滑な運用に向けて

平成 16 年 2 月

公正取引委員会事務総局

目次

第1	調査の概要	1
1	調査の趣旨	1
2	調査の対象等	1
(1)	調査対象	1
(2)	調査手法	1
3	調査時期	1
第2	調査結果	2
1	業界の概要	2
(1)	事業内容	2
(2)	市場規模等	2
(3)	業界の特徴	3
(4)	関連事業者の概要	3
2	委託取引の概要	4
(1)	下請取引の概要	4
(2)	改正下請法の適用対象	5
3	アンケート調査回答事業者の概要	7
(1)	回答事業者の属性	7
(2)	下請法に係る委託・受託取引の概要	10
(3)	継続取引の状況等	11
4	下請法の規制の概要及びアンケート結果	13
(1)	改正下請法の規制の概要	13
(2)	アンケート集計結果等	14
ア	発注書面の交付義務	14
(ア)	発注書面等の交付状況	14
(イ)	発注書面等の交付時期	17
(ウ)	必要記載事項の記載状況等	19
イ	書類の作成・保存義務	23
ウ	買いたたきの禁止	25
エ	下請代金の減額の禁止	29
オ	下請代金の支払遅延の禁止等	33
(ア)	支払期日の設定について	33
(イ)	下請代金の支払遅延について	36
カ	割引困難な手形交付の禁止	38
キ	購入・利用強制の禁止	40
ク	不当な経済上の利益の提供要請	44
ケ	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	48
(ア)	発注内容の変更	48
(イ)	発注の取消し等	51
(ウ)	やり直し	55
第3	最後に	60

第1 調査の概要

1 調査の趣旨

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、平成15年6月に改正が行われ（平成16年4月1日施行）、新たにソフトウェア制作業、テレビ番組制作業等における情報成果物の作成に係る下請取引及びビルメンテナンス業等における役務の提供に係る下請取引が同法の対象となった。これらの業種における取引慣行等の中には、下請法が施行されると、同法違反となるものがあることも見込まれる。

本調査は、このような点を踏まえ、ビルメンテナンス業における下請取引の実態を調査し、下請法上問題となる取引慣行を指摘するとともに、下請法の内容を詳細に紹介することにより、関係事業者による同法違反行為の未然防止に資するために行ったものである。

2 調査の対象等

(1) 調査対象

ビル所有者から受託したビルメンテナンス業務から派生するすべての下請取引の状況を調査するため、本調査では、日本標準産業標準分類上はビルメンテナンス業に区分されない警備業者等を含む、関連事業者全般を対象に、平成14年10月から平成15年9月の1年間の下請取引に関し調査を実施した。

(2) 調査手法

ア アンケート調査

(ア) 調査方法

関連事業者を対象とした書面によるアンケート調査（郵送）

発送数 2,509 回収率^{注1} 34.3%

(イ) アンケートの実施期間

平成15年10月31日～11月18日

イ ヒアリング調査

アンケート調査のほか、関連事業者及び関連事業者団体等、延べ45の相手先に対してヒアリングを行った。

3 調査時期

平成15年11月～平成16年1月

注1 回収率 = 有効回答数 ÷ (発送数 - 無効数)

第2 調査結果

1 業界の概要

(1) 事業内容

ビルメンテナンス業務は、ビルの機能維持を目的として行われ、その代表例としては以下のようなものがある。

ア 清掃管理業務

- 建築物内部清掃：床面、便所・給湯室等の清掃
- 建築物外部清掃：外壁、窓ガラス、建物外回りの掃き掃除等

イ 衛生管理業務

- ペストコントロール：ネズミ・衛生害虫等の除去
- ダクトクリーニング：空調ダクト、厨房用排気ダクト等の清掃
- 空気環境測定：浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率等の測定
- 給水管理：残留塩素の測定、貯水槽の清掃等
- 排水管理：排水槽・浄化槽の清掃等
- 廃棄物処理：ゴミの収集、処理

ウ 設備管理業務

電気設備（受変電設備、照明等）、空調設備（空調機、ボイラー等）、給排水設備、消防用設備、昇降機（エレベータ等）等に関する運転保守業務。設備によっては、法律で定期点検が定められているものもある。

エ 保安警備業務

- 警備業務：ビル出入口の扉の開閉及び鍵の保管、巡回警備
- 防火防災業務：火気、危険物管理、消火・防火施設の点検
- 駐車場管理業務：自動車等の出入管理

(2) 市場規模等

ビルメンテナンス業者の団体である（社）全国ビルメンテナンス協会の推計によると、同業界の平成13年の売上総額は、3兆2580億円（前年比0.5%増）となっており、売上高の伸びは平成2年をピークに年々鈍化傾向をたどっている。

なお、同協会の調査^{注2}では、ビルメンテナンス業務の契約改定率^{注3}は、平成10年を境にマイナスに転じ、平成15年では、官公庁・公団が4.2%、民間が2.5%という状況となっている。

また、契約単価は下落傾向にあり、日本銀行の「企業向けサービス価格指数」でも、ビルメンテナンス等の建物サービスの価格は、調査基準年の平成7年

注2 （社）全国ビルメンテナンス協会「第34回実態調査報告書（平成15年12月）」による。

注3 継続物件契約額の対前年度比増減額率をいう。

と比較^{注4}して、2003年では1割程度低下している状況にある。

なお、(社)全国ビルメンテナンス協会の調査^{注5}によれば、経営上の悩みとして「価格競争力激化で収益率がダウン」、「契約料金のアップ交渉が難しい」を挙げる事業者が多い。

(3) 業界の特徴

ア 一般にビルメンテナンス業は、他産業と比較して労働集約型で高年齢者、パート・アルバイトが多く、建物等に少人数の労働者が分散配置されるという性格をもつ。労働集約型産業であるため、代金の支払は現金払が主流となっており、支払制度も月末締め翌月払と、支払までの期日が比較的短い事業者が多い。

イ 取引先との関係は長期的かつ固定的なものとなりやすく、新規受注が見込まれる、ビルの新築時、増改築時、既存ビルの契約の更新時期においても、では、知人・取引銀行の紹介又は既存顧客がビルを新築する場合のみ受注するケースが、及びのケースでは従前の事業者がそのまま受注するケースが多い。

ウ 同業界においては、発注書面等に記載される業務の内容が「カーペット清掃/週回」など漠然としており、製造業等と比べて、業務内容が明確となっていないものが多い。そのため、対象物件であるビルのオーナーやテナントの主観が提供される業務の評価に大きな影響を与えやすい。

(4) 関連事業者の概要

総務省の日本標準産業分類によれば、ビルメンテナンス業は「ビルを対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負い、これらのサービスを提供する業」とされ、厚生労働省の資料^{注6}によれば、平成13年度のビルメンテナンス業の事業場数^{注7}は、19,972事業場、労働者数は834,034人となっている。しかし、ビルメンテナンスに携わる事業者としては、このような総合的な管理サービス^{注8}を提供する事業者(以下、「総合管理受注業者」という。)から、ビルオーナー系列のビル管理会社、さらには清掃・警備等の一部の業務を専門に行う事業者(以下、「専門業者」という。)まで幅広く存在しており、我が国就業人口の2%程度

注4 ビルメンテナンスにおける取引は、契約期間が通年単位となっているものが多いため、ここでは、そうした契約の更改が集中する4月の価格指数で比較している。

注5 (社)全国ビルメンテナンス協会「第34回実態調査報告書(平成15年12月)」による。

注6 「平成13年度労働者災害補償保険事業年報」

注7 厚生労働省資料による事業場数は、「ビルの室内清掃、ビルの設備管理その他のビルについての各種サービスを総合的に行う事業場」及び「ビルの室内清掃を行う事業場」の数を合計した数字となっている。

注8 近年は、大手事業者を中心に、ビル清掃等の実施だけでなく、空室率改善、省エネ診断等のコンサルティングまでを行う事業者が増えている。このような業務は業界ではファシリティーマネジメントと呼ばれる。

注⁹が従事している。

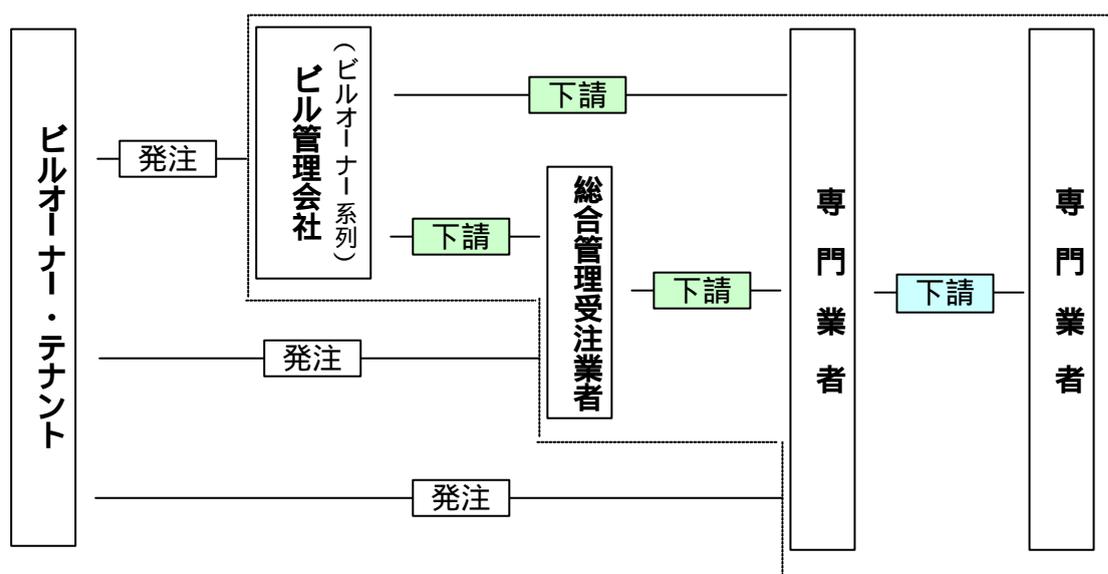
2 委託取引の概要

(1) 下請取引の概要

ア ビルメンテナンスにおける委託取引

ビルメンテナンスにおける委託取引は、ビルオーナーやテナントといったビルの使用者と総合管理受注業者との委託取引を主たる取引として、総合受注管理業者が、受注したビルメンテナンス業務の一部を専門業者に再委託するのが、一般的な形となっている。また、ビルオーナー等が専門業者に直接依頼を行うケースや自社系列のビル管理会社を経由して発注するケースもある（下図参照）。

図1 ビルメンテナンスにおける委託取引



(注) 平成16年4月以降、下請法の適用を受ける可能性がある取引は点線で囲まれた部分である。

イ 契約形態

ビルメンテナンスにおける委託取引の契約形態を大別すると、年間を通して役務の提供を受ける「年間契約」と、必要な時に、その都度契約する「スポット契約」に分けることができる。

年間契約は総合管理契約（全業務を一括して契約するもの）や日常清掃、定期作業（月1～2回の床面洗浄等）で多く用いられ、スポット契約は、年末の

注⁹ 総務省「平成13年事業所・企業統計」において、建物サービス業、警備業、不動産管理業の合計従事者数は121万人余りで、全体に占める割合は2.0%であった。

清掃など単発のものや、スプリンクラーの誤作動によって床が水浸しになった場合の床清掃など、客先からの緊急の依頼によるものがある。

(2) 改正下請法の適用対象

ア 対象事業

改正下請法の施行により、新たに下請法の適用対象となる取引としては、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」等がある（下請法第2条第3項及び第4項）。

ビルメンテナンスにおける下請取引については、改正下請法上「役務提供委託」に区分される。

参考事項

下請法

役務提供委託（第2条第4項）

第2条（定義）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

ただし、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請法の対象とはならない。これは、建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。

表1 改正下請法の対象例

改正下請法の対象となるもの 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合	対象とならないもの 委託事業者が自ら利用する役務を他の事業者に委託する場合
<ul style="list-style-type: none"> ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの清掃を清掃業者に委託すること ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること 警備会社が、委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社に委託すること 建設業者が、建設工事と併せて請け負った当該工事現場の交通誘導業務を、警備業者に委託すること 	<ul style="list-style-type: none"> ホテル業者がベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること 工作機械製造業者が、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること

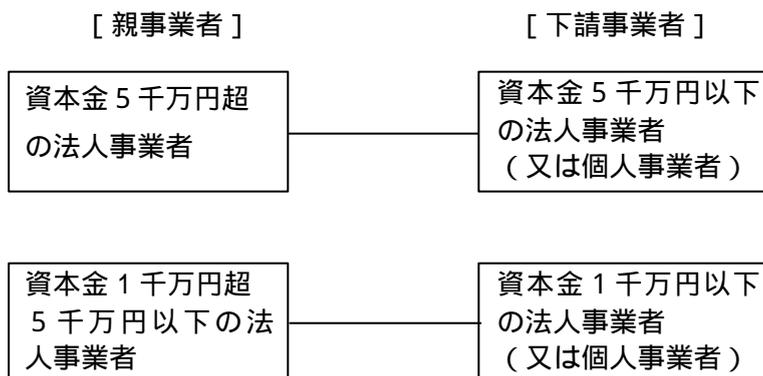
イ 対象事業者

下請法では、規制対象に当てはまる取引の発注者を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、不当な下請取引を、より迅速かつ効果的に規制することを目的としている。

具体的には、一定の資本金要件に該当する法人事業者が、自ら受託した業務の全部又は一部について、一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者に対し委託する場合に適用され、委託者は「親事業者」、受託者は「下請事業者」として定義される。

ビルメンテナンスが区分される役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）に係る規制対象事業者の範囲を図示すると次のようになり、資本金が5000万円超の事業者は「親事業者」の立場で、資本金が1000万円超5000万円以下の事業者は「親事業者」又は「下請事業者」の立場で、資本金が1000万円以下の事業者及び個人事業者は「下請事業者」の立場で、下請法の適用を受ける場合がある。

図2 親事業者と下請事業者の範囲



参考事項

下請法の適用範囲に関するQ & A

Q1： 労働者の派遣を受けることは、下請法の対象となるか

A1： 労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは、委託取引とは異なるので、下請法の対象とはならない。

Q2： 親子会社間の取引にも、下請法が適用されるのか。

A2： 親子会社間の取引であっても下請法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

Q3： いわゆる「取次ぎ（仲介）」は役務提供委託に該当するか。

A3： 取次ぎは、直接的に取引当事者とならず、単に契約事務を代行するものであるため、下請法の対象とはならない。

3 アンケート調査回答事業者の概要

「1000万円以下」の資本金額の事業者が過半を占め、業務の受託先としてはビルの所有者等最終ユーザーが約9割と最も多い。

資本金1000万円超の事業者の8割強が下請事業者に業務を委託しており、資本金5000万円以下の事業者の6割強が親事業者から業務を受託している。

「室内清掃」、「ガラス清掃」で下請取引があるとする事業者が多いが、下請取引額が売上高に占める比率は「30%以下」が約6割と最も多い。

取引先との契約が長期にわたって継続する傾向があるが、取引先との人的・資本的関係は薄い。

(1) 回答事業者の属性

ア 事業内容

回答事業者が他社から受託しているビルメンテナンス業務は、「室内清掃」が68.4%と最も多く、「ガラス清掃」(58.0%)が次ぐ。

表2 受託業務の内容(複数回答)

(単位：%)

業務区分	割合
ア 総合管理	36.9
イ 室内清掃	68.4
ウ ガラス清掃	58.0
エ ペストコントロール	45.4
オ ダクトクリーニング及び空調設備の保守	34.2
カ 貯水槽清掃、給水管洗浄及び給水設備の保守	52.7
キ 排水槽・浄化槽清掃、排水管洗浄及び排水設備の保守	42.5
ク 電気設備、昇降機設備の定期点検・調整	33.3
ケ 保安警備・駐車場管理	35.6
コ その他	17.1

有効回答数：765

イ 資本金、売上高の規模

(ア) 資本金規模

回答事業者の資本金は、「1000万円以下」である事業者が56.8%で最も多く、「1000万円超5000万円以下」(34.8%)が次ぐ。

なお、改正下請法施行後、取引先によっては下請事業者となり得る「5000万円以下」の資本金額の事業者が回答事業者総数に占める割合は91.6%、親事業者になり得る「1000万円超」の資本金額の事業者のそれは43.2%であった。

表3 資本金規模 (単位：%)

資本金規模	割合
1000万円以下	56.8
1000万円超5000万円以下	34.8
5000万円超3億円以下	6.1
3億円超	2.3

有効回答数：785

下請事業者となる
可能性がある事業者
91.6%

親事業者となる
可能性がある事業者
43.2%

(イ) 売上高規模

回答事業者のビルメンテナンス業務の売上高は、「1億円超5億円以下」が33.7%と最も多く、「5000万円以下」(23.2%)が次ぐ。

表4 売上高規模 (単位：%)

売上高区分	割合
5000万円以下	23.2
5000万円超1億円以下	13.3
1億円超5億円以下	33.7
5億円超10億円以下	11.5
10億円超50億円以下	13.9
50億円超	4.4

有効回答数：655

ウ ビルメンテナンス業務の発注者

回答事業者におけるビルメンテナンス業務の受託先は、「ビルの所有者又はテナント」が91.1%と最も多く、「ビルメンテナンス総合管理受注業者」(56.9%)が次ぐ。

表5 ビルメンテナンス業務の受託先(複数回答) (単位：%)

受託先の種別	割合
ア ビルの所有者又はテナント	91.1
イ ビル所有者系列のビル管理会社	48.8
ウ ビルメンテナンス総合管理受注業者	56.9
エ 清掃等各業務の専門事業者	26.8
オ その他	7.7

有効回答数：775

エ 親事業者・下請事業者に該当する取引があった事業者の割合

資本金額が 1000 万円超の事業者のうち，下請事業者に業務を再委託している事業者の割合は 84.3%，資本金額が 5000 万円以下の事業者のうち，親事業者から業務の再委託を受けている事業者の割合は 64.2%であった。

下請事業者に業務を再委託したとする割合に比べて，親事業者から業務の再委託を受けたとする割合が低い，ビルメンテナンスにおいては，資本金額が 1000 万円以下の事業者においてもビルの所有者等の最終ユーザーから直接業務を委託されるケースが多く，このことが背景にあるものと推測される。

表 6 親事業者・下請事業者に該当する取引があった事業者の割合

(単位：%)

下請取引の有無	資本金 1000 万円超の事業者	資本金 5000 万円以下の事業者
あった	84.3	64.2
なかった	15.7	35.8

有効回答数：資本金 1000 万円超 = 331，資本金 5000 万円以下 = 657

(2) 下請法に係る委託・受託取引の概要

ア 委託・受託取引比率

親事業者及び下請事業者^{注10}について、平成14年度決算におけるビルメンテナンス業務の売上高と下請取引金額とを比較したところ、親事業者が下請事業者に業務委託した額、下請事業者が親事業者から業務受託した額は、ともに売上高の「30%以下」とする事業者が約6割と最も多かった。

表7 委託・受託比率

(単位：%)

委託・受託比率	親事業者	下請事業者
ア 30%以下	61.5	55.9
イ 30%超 50%以下	16.4	15.7
ウ 50%超 80%以下	10.5	17.4
エ 80%超 100%未満	8.4	7.3
オ 100%	3.3	3.6

有効回答数：親 = 275, 下 = 413

イ 委託取引の内容

ビルメンテナンス業務に関して、親事業者が下請事業者に委託しているものの内容は、年間契約、スポット契約ともに、「室内清掃」が最も多く（年69.1%、ス63.0%）、「ガラス清掃」が次ぐ（年62.0%、ス61.4%）。

表8 委託業務の内容（複数回答）

(単位：%)

業務の区分	年間契約	スポット契約
ア 総合管理	16.8	5.5
イ 室内清掃	69.1	63.0
ウ ガラス清掃	62.0	61.4
エ ペストコントロール	44.2	40.9
オ ダクトクリーニング及び空調設備の保守	27.9	33.6
カ 貯水槽清掃、給水管洗浄及び給水設備の保守	47.4	49.9
キ 排水槽・浄化槽清掃、排水管洗浄及び排水設備の保守	39.6	42.3
ク 電気設備、昇降機設備の定期点検・調整	37.3	24.8
ケ 保安警備・駐車場管理	21.3	15.2
コ その他	11.4	9.8

有効回答数：年 = 656, ス = 541

注10 以下、本報告書のアンケート集計結果記載部分では、アンケート調査の対象期間（平成14年10月から平成15年9月まで）中に、改正下請法にいう下請事業者にビルメンテナンス業務を下請したとする資本金1000万円超の事業者を「親事業者」、改正下請法にいう親事業者からビルメンテナンス業務を下請されたとする資本金500万円以下の事業者を「下請事業者」と表示する。

(3) 継続取引の状況等

ア 下請事業者の選定状況

親事業者に対し、下請事業者の選定状況について選択肢を定めて質問したところ、年間契約、スポット契約ともに、「外注業務の種別によっては、委託先の事業者がほぼ特定されているものがある」が最も多かった（年 71.4%、ス 72.1%）。

表 9 親事業者による下請事業者の選定状況

（単位：％）

下請事業者の選定状況	年間契約	スポット契約
ア 発注の都度、事業者を選定しており、委託先は固定していない。	5.4	6.7
イ 外注業務の種別によっては、委託先の事業者がほぼ特定されているものがある	71.4	72.1
ウ 外注する業務に関わらず、委託先の事業者がほぼ特定されている	6.2	6.7
エ 外注業務の種別ごとに委託先を特定の1事業者としている	11.2	10.0
オ 外注する業務に関わらず、特定の1事業者のみに委託している	5.4	3.8
カ その他	0.4	0.8

有効回答数：年 = 259，ス = 240

イ 取引年数

親事業者及び下請事業者に対し、平成 14 年度における下請取引額上位 5 社について、取引年数が 5 年以上となっているものの数を質問したところ、年間契約、スポット契約ともに、「5 社すべて」と回答した事業者の比率が最も高く（年 34.4%、ス 34.5%）、取引先との契約が長期にわたって継続している傾向がみられた。

表 10 取引額上位 5 社に占める取引年数 5 年以上の取引先の数

（単位：％）

該当取引先数	年間契約	スポット契約
なし	6.9	13.7
1 社	19.6	17.1
2 社	14.9	12.8
3 社	12.9	12.6
4 社	11.3	9.4
5 社すべて	34.4	34.5

有効回答数：年 = 652，ス = 533

ウ 人的・資本的関係について

親事業者及び下請事業者に対し，平成 14 年度における下請取引額上位 5 社について，人的・資本的関係がある取引先の数に質問したところ，年間契約，スポット契約とも，「人的・資本的関係のある取引先はない」との回答が最も多かった（年 77.8%，ス 82.0%）。

表 11 取引額上位 5 社に占める人的・資本的関係のある取引先の数

（単位：％）

対象取引先数	年間契約	スポット契約
なし	77.8	82.0
1 社	15.5	12.8
2 社	3.5	2.0
3 社	2.3	2.0
4 社	0.2	0.2
5 社すべて	0.8	0.9

有効回答数：年 = 653，ス = 538

4 下請法の規制の概要及びアンケート結果

(1) 改正下請法の規制の概要

下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者に対し、4つの義務と11の禁止事項を定めている。

これらの規定は、たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の認識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになるので十分注意が必要である（（ ）内の数字は本文中の頁。）。

	義務・禁止事項	概要
4 つ の 義 務	書面の交付義務 (第3条) (14)	発注に際して必要記載事項をすべて記載している書面を直ちに下請事業者に交付する義務
	支払期日を定める義務 (第2条の2) (33)	下請代金の支払期日を役務の提供を受けた日から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務
	書類の作成・保存義務 (第5条) (23)	下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務
	遅延利息の支払義務 (第4条の2)	下請代金を期日までに支払わなかったときは、役務の提供を受けた日から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間の日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務
11 の 禁 止 事 項	買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号) (25)	類似の内容の役務の提供に対する価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
	受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)	注文した物品等の受領を拒むこと
	返品禁止 (第4条第1項第4号)	受け取った物を返品すること
	下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号) (29)	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
	下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号) (33)	下請代金を役務の提供を受けた日から60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
	割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号) (38)	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
	購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号) (40)	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
	不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号) (44)	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号) (48)	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は役務の提供を受けた後にやり直しをさせること
	報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた物品に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせること	

(注) 役務提供委託取引については、禁止事項の、の規定は適用されない。
 なお、義務規定の、禁止事項の及びは、アンケート対象事項としなかった。

(2) アンケート集計結果等

ビルメンテナンスにおける上記(1)の下請法に規定する親事業者の義務及び禁止事項に関するアンケート集計結果は、以下のとおりである。

ア 発注書面の交付義務（第3条）

ルール

親事業者は、発注に際して所定の記載事項をすべて記載している書面を直ちに下請事業者に交付する義務がある。（所定の記載事項 P22 参照）

発注書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付する義務がある。

ポイント

注11

契約形態の別に関わらず、「書面契約」が9割弱で最も多く、発注書面等の交付時期も「委託業務の開始日前」が約9割、必要記載事項も記載率が9割を超えているものが多い。

口頭契約は3割強、発注時点で下請代金が決まらないことが「よくある」又は「時々ある」とするものは約2割あり、その傾向はスポット契約で強い。

(ア) 発注書面等の交付状況

a アンケート集計結果

親事業者の発注方法としては、年間契約、スポット契約ともに「書面」契約が最も多く（年 90.8%、ス 82.4%）、「口頭（電話を含む。）」契約が次ぐ（年 25.4%、ス 45.0%）。口頭契約の割合は年間契約に比べ、スポット契約で高い。

表 12 親事業者の発注方法（複数回答）

（単位：％）

	年間契約	スポット契約
ア 口頭（電話を含む。）	25.4	45.0
イ 書面（契約書、発注書等）	90.8	82.4
ウ 電子メール（エを除く。）	4.9	5.7
エ 携帯電話による電子メール	2.5	2.3
オ ウ及びエ以外の電磁的方法	2.3	5.4

有効回答数：年 = 649、ス = 558

注11 ポイントに記載している数字は、年間契約及びスポット契約の実績をそれぞれの有効回答数で加重平均したものである。

- b 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）
親事業者が発注書面等を交付していない理由については，
自社の仕様・支払条件等を熟知している取引の長い下請事業者が多い
ため，発注書面は交付せず，口頭で済ませている〔親事業者〕
スポット契約は，小額で件数が多く，事務処理が追いつかない。その
ため，請求書のやり取りのみで済ませている〔親事業者〕
等，これまでの慣行や事務処理の煩雑さを挙げるものが多かった。
- c 改正下請法の内容
アンケート調査によれば，口頭のみで発注されるケースがあった事
業者が年間契約，スポット契約ともに2割以上みられた。
改正下請法の施行後は，親事業者は発注業務に係る金額の大小にかかわ
らず，発注の都度，3条書面（所定事項が記載された発注書等をいう。以
下同じ。）を交付する必要がある，従来の取引慣行のまま，口頭契約で業
務委託を行うと下請法上問題となる。

参考事項

下請代金支払遅延等防止法

(書面の交付等)

第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

下請法運用基準(平成15.12.11公正取引委員会事務総長通達第18号)

第3-3 電磁的方法による提供

親事業者は、法第3条第2項に基づき、3条書面の交付に代えて、電磁的方法により、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項の提供を行うことが認められているが、この場合には、親事業者は下請事業者に対して、事前に、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。また、親事業者は、3条書面に代えて電磁的方法による場合には、下請事業者に不利益を与えないようにするため、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(平成13年3月30日)を踏まえる必要がある。

想定される違反行為事例

- (1) 緊急を要するため、親事業者が下請事業者に口頭(電話)で発注し、その後、発注書面を交付しない場合
- (2) 親事業者が下請事業者に対して、電子メールで発注することについて下請事業者の事前の承諾を得ることなく、書面の交付に代えて電子メールで発注する場合

発注書面等の交付義務に関するQ & A

Q： 長期継続的な役務取引の場合には、何十年も前に年間契約を締結し、その後1年ごとの自動更新としている場合があるが、3条書面をあらためて交付する必要はないか。

A： このような場合には、通常、契約上代金については別の書面で定めることとされていると考えられるので、この書面については代金改定時に随時交付する必要がある。

(イ) 発注書面等の交付時期

a アンケート集計結果

親事業者が発注書面等を交付している時期については、年間契約、スポット契約とも「下請事業者の作業期間前」とする回答が最も多かった（年 91.3%、ス 88.1%）。

しかし、発注書面等が下請事業者の作業開始後に交付されている（イ及びウ）とする回答も 1 割程度見受けられ、このような回答は年間契約に比べ、スポット契約で高い傾向がみられた。

表 13 発注書面等の交付時期(複数回答)

(単位：%)

	年間契約	スポット契約
ア 下請事業者の作業期間前	91.3	88.1
イ 下請事業者の作業期間中	9.0	12.3
ウ 下請事業者の作業完了後	2.7	6.3

有効回答数：年 = 601，ス = 506

b 事業者の個別意見（アンケート記載事項、ヒアリング等）

発注書面等の交付が遅れる理由については、

受託先との値決めが終わらないまま、下請事業者に発注するケースでは、発注書面の交付は発注元との値決め後となる〔親事業者〕

受託先からの急な依頼については、作業が優先し、発注書面の交付は、下請事業者の作業完了後となる〔親事業者〕

等、親事業者と受託先との間の代金決定時期の遅れや突発的な発注を挙げるものが多かった。

c 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、発注書面等の交付が委託業務の開始日以降となっているケースがあるとした事業者が、1 割以上みられた。

改正下請法施行後は、親事業者には発注後直ちに下請代金の額等を記載した書面を交付することが義務付けられ、受託先との代金決定時期の遅れを理由として発注書面等の交付時期を遅らせた場合には下請法違反となる。

そのため、親事業者にあっては、例えば、緊急を要する場合でやむを得ず口頭発注を行う場合は、その後直ちに F A X 等を用いて発注書を送る、

下請代金の決定時期が遅れることがないように発注者との契約交渉の時期を前倒しで行う、など現在の発注方法の見直しを早急に行っておく必要がある。

参考事項

下請法運用基準（第3-2 3条書面の交付の時期）

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 親事業者は、下請事業者に対して役務提供委託をした場合は、「直ちに」書面を交付しなければならない。ただし、必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない」とされており、必要記載事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、これらの特定事項以外の事項を記載した書面（以下「当初書面」という。）を交付した上で、特定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該特定事項を記載した書面（以下「補充書面」という。）を交付しなければならない。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。
- (2) 「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、役務提供委託をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。

(略)

修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合

(略)

- (3) 親事業者は、役務提供委託をした時点で、必要記載事項の内容について決定できるにもかかわらず、これを決定せず、これらの事項の内容を記載しない当初書面を交付することは認められない。また、下請代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を3条書面に記載することが可能である場合には、下請代金の額について「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とはいえず、3条書面に算定方法を記載し、交付する必要がある。

発注書面の交付時期に関するQ & A

Q 1： 3条書面は様式を問わないので契約書を3条書面とすることも可能と聞いたが、契約締結まで時間を要する場合、どのくらいまでなら「直ちに」交付したとみなされるのか。

A 1： 親事業者には、発注した場合「直ちに」書面を交付する義務があるので、契約締結までに時間を要するのであれば、発注時に別に、必要事項を記載した書面を交付する必要がある。

Q 2： 補充書面は、いつまでに交付する必要があるのか。

A 2： 記載事項が確定した時点で直ちに交付する必要がある。

(ウ) 必要記載事項の記載状況等

a アンケート集計結果

(a) 必要記載事項の記載状況

下請法による必要記載事項が発注書面に記載されているかについて質問したところ、年間契約、スポット契約ともに、記載割合が9割を超えているものが多かった。

なお、記載割合が9割を下回った事項は、「検査完了期日」(年52.9%、ス54.0%)、「下請代金の支払期日」(年79.0%、ス75.3%)、「下請代金の支払方法」(年72.4%、ス67.7%)の3項目であった^{注12}。

表14 記載事項ごとの記載割合(複数回答)

(単位：%)

記載又は記録している事項	年間契約	スポット契約
ア 親事業者及び下請事業者名	98.3	98.3
イ 発注年月日	98.3	97.8
ウ 発注内容等(仕様)	96.4	96.3
エ 下請事業者が役務を提供する期間	94.1	92.3
オ 下請事業者が役務を提供する場所	94.3	93.8
カ 検査完了期日	52.9	54.0
キ 下請代金の額	95.7	93.5
ク 下請代金の支払期日(締め支払い)	79.0	75.3
ケ 下請代金の支払方法(現金手形の割合等)	72.4	67.7

有効回答数：年=580、ス=465

(注) 下請法上、カは検査を行わない場合について、ケは手形支払がない場合について記載が不要となっている。

(b) 発注段階における下請代金の確定状況

下請代金が発注段階で確定しているかについて質問したところ、年間契約、スポット契約とも「確定している」が最も多かった(年85.5%、ス75.6%)。

また、確定していないことが「よくある」、「時々ある」と回答したものは、年間契約で14.5%、スポット契約で24.4%とスポット契約において多い傾向がみられた。

注12 「検査完了期日」、「下請代金の支払方法」の記載率が低い理由としては、ビルメンテナンスにおいては、製造業と異なり、親事業者が検査を行わない(ただし、下請事業者から作業完了の報告を求め、その履行確認は行う)ケースが相当数あること、また、下請代金の支払いについても全額を現金で支払う事業者の割合が極めて高く、現金手形の支払割合を記載する必要がない事業者が多いことが考えられる。

表 15 発注段階における下請代金の確定状況

(単位：%)

	年間契約	スポット契約
ア 確定していないことがよくある	2.8	3.2
イ 確定していないことが時々ある	11.7	21.2
ウ 確定している	85.5	75.6

年 14.5%
 ス 24.4%

有効回答数：年 = 649，ス = 565

b 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

(a) 必要記載事項について

下請代金の支払時期を記載していない理由については，
 当社の支払期日など，下請事業者にとって周知の事実となっているものがあり，そのような事項については発注書面には記載していない〔親事業者〕
 等の意見があった。

(b) 下請代金の決定について

発注段階において下請代金の額が確定していないことがあるとした親事業者からは，
 受託先との値決めが終わらないまま，下請事業者に発注するケースがあり，このような場合には社内稟議上，下請代金の額は受託先との値決め後に決定せざるを得ない。
 受託先からの急な依頼については，作業が優先し，下請代金の額の決定は，下請事業者の作業完了後となる。
 等の意見があった。

しかし，下請事業者からは，
 スポット取引は小額なものが多いため，電話依頼 作業 値決め というプロセスをとることが一般的だが，ひどいものでは作業後3月して，ようやく額が決まる。
 等の指摘もあった。

c 改正下請法の内容

アンケート調査によれば，親事業者の発注書面には，改正下請法による必要記載事項がおおむね記載されている状況であったが，下請代金の支払期日など，一部には，下請事業者に周知の事実であるとして，記載を省略している親事業者もみられた。

改正下請法施行後は，親事業者には発注後直ちに下請代金の額等の必要

記載事項を記載した書面を交付することが義務付けられ、下請事業者に周知の事実であるとして、記載事項を省略することは認められない。

なお、取引条件についての基本的な事項（支払期日、価格算定方法等）については、あらかじめ当該事項を書面で交付しておくことで、個々の発注に際して交付する書面への記載を省くことができるが、この場合には、当該書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について（年 月 日付）』による」ことなどを付記しておく必要がある。

また、アンケート調査では、受託先との代金決定時期の遅れを理由として発注段階に下請代金を決定しないようなケースがみられたが、このようなケースは、下請代金を決定しないことにつき、正当な理由がある場合とは認められず、下請法第3条の規定に違反するので、このような取引形態は早急に改善する必要がある。

参考事項

下請法運用基準（第3 - 1 3条書面の記載事項）

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 3条書面に記載すべき事項は、「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」（以下「3条規則」という。）第1条第1項に定められており、親事業者は、これらの事項について明確に記載しなければならない。

親事業者は、役務提供委託をした都度、3条規則第1条第1項に定められた事項（以下「必要記載事項」という。）を3条書面に記載し、交付する必要があるが、必要記載事項のうち、一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）について、あらかじめこれらの事項を明確に記載した書面により下請事業者へ通知している場合には、これらの事項を役務提供委託をする都度交付する書面に記載することは要しない。この場合、当該書面には、「下請代金の支払方法等については 年 月 日付けで通知した文書によるものである」等を記載することにより、当該書面と共通事項を記載した書面との関連性を明らかにする必要がある。

- (2) 3条書面に記載する「下請代金の額」は、下請事業者の役務の提供に対し支払うべき代金の額であり、3条書面には具体的な金額を明確に記載することが原則であるが、3条規則第1条第2項に基づき、「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」には「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することも認められている。この算定方法は、下請代金の額の算定の根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定することとなるものでなければならず、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに、下請事業者へ通知する必要がある。

「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情」があり、具体的な金額ではなく「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することが認められる場合とは、例えば、次のような場合である。

一定期間を定めた役務提供であって、当該期間における提供する役務の種類及び量に応じて下請代金の額が支払われる場合（ただし、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）

- (3) 3条書面に記載する「下請事業者の役務の提供の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき役務であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。

3条書面の必要記載事項

親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

下請事業者に役務提供を委託した日

下請事業者の役務の提供の内容

下請事業者が役務を提供する期日又は期間

下請事業者が役務を提供する場所

下請事業者が提供する役務について検査をする場合は、その検査を完了する期日

下請代金の額（算定方法による記載も可）

下請代金の支払期日

手形を交付する場合はその手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日

原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

発注書面の記載事項に関するQ & A

Q 1： 発注時に書面に記載することができないことに正当な理由がある事項がある場合には、当初書面には「理由」と「予定期日」を記載することとなったが、どの程度詳しく書く必要があるのか。また、やむを得ず予定期日が守られなかった場合には、下請法上問題となるのか。

A 1： 「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。やむを得ず予定期日が守られなくても、直ちに下請法上問題となるものではない。

Q 2： 交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合、交通費等の額が不明であるため、発注時点では下請代金の額が確定できない。このような場合、3条書面には、交通費等の諸経費を含まない段階における下請代金の額と、交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨が明記してあれば、算定方法による下請代金の額の記載として認められるか

A 2： 認められる。この場合、「業務に要した交通費、
費、
費
の実費は当社が負担します。」など、具体的に何に係る費用を負担するのかを明確にする必要がある。

Q 3： 下請事業者に委託する役務の内容は定まっているのだが、ユーザー側の都合により、ユーザーとの契約代金は定まっていない。この場合、下請代金はユーザーとの契約代金が定まった後で決定することになるが、下請法上問題ないか。

A 3： 下請事業者への代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、ユーザーへの引渡代金が未定であることは理由にならない。ユーザーへの引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、納品後60日までに下請代金を支払う必要がある

イ 書類の作成・保存義務（第5条）

ルール

親事業者は、下請事業者に対し役務提供委託をした場合は役務の提供の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務がある。

ポイント

発注記録の保存期間については、親事業者の約8割が改正下請法の基準を満たしている。

(ア) アンケート集計結果

発注内容等を記載した書類の保存期間について質問したところ、「2年以上」が82.1%と最も多い。

表 16 親事業者における発注記録の保存状況
(単位：%)

保存期間	割合
ア 保存していない	3.3
イ 1か月未満	1.8
ウ 1か月以上6か月未満	0.7
エ 6か月以上1年未満	2.9
オ 1年以上2年未満	9.2
カ 2年以上	82.1

有効回答数：273

(イ) 事業者の個別意見（アンケート記載事項、ヒアリング等）

発注内容等を記載した書類の作成については、

必要記載事項の中には、現在は記録していない項目がかなりある。そ

のため、新たな事務処理スキームの構築に取りかかっている[親事業者]。

との意見があった。

(ウ) 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、発注内容の記録を2年以上保存している親事業者が約8割を占め、大半の事業者においては改正下請法の施行に十分対応できる環境となっている。

改正下請法施行後は、親事業者には発注内容の変更など下請事業者との取引の経緯を記載した書類の作成及び当該書類の2年間保存が義務付けられる。そのため、保存期間を2年未満としている親事業者にあっては、社内規定の改定、事務処理ルールの新設等、現在の事務処理スキームの見直しが必要である。

参考事項

下請法

(書類等の作成及び保存)

第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

5条書類の必要記載事項

下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

役務提供委託をした日

下請事業者の役務の提供の内容

下請事業者の役務が提供される期日・期間

下請事業者から役務が提供された日・期間

下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い

下請事業者の役務の提供の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由

下請代金の額（算定方法による記載も可 1）

下請代金の支払期日

下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由（ 2 ）

支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段

下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期

一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日

原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法

下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額

遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

1 下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければならない。

2 下請代金の額として算定方法を記載したときは、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている。

ウ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

ルール

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の役務の提供に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として下請法違反になる。

ポイント

下請事業者の見積価格を基に下請代金を決定するというケースが概して多い。

しかし、親事業者が一方的に代金を決定したり、一律一定比率で代金の引下げを行うとの指摘もあり、このような点については改善を要する。

(ア) アンケート集計結果

下請事業者に対し、下請代金の決定方法の頻度について、その類型別に質問したところ、「よくある」とする回答は「下請事業者の見積価格を基に、双方で協議して決定する」が最も多い（年 67.5%、ス 61.3%）。

また、「親事業者の提示価格どおりに一方的に決定する」とする回答は、「よくある」「時々ある」を併せると、年間契約で 40.5%、スポット契約で 46.8%と 4 割程度となった。

表 17 下請事業者の回答からみた下請代金の決定方法（複数回答）

（単位：％）

下請代金の決定方法		年間契約	スポット契約
ア 下請事業者の見積価格どおりに決定する	よくある	9.6	13.5
	時々ある	46.8	51.9
	ない	43.5	34.7
イ 下請事業者の見積価格を基に、双方で協議して決定する	よくある	67.5	61.3
	時々ある	23.1	29.3
	ない	9.4	9.4
ウ 親事業者の提示価格どおりに一方的に決定する	よくある	7.4	8.8
	時々ある	33.1	38.0
	ない	59.5	53.2
エ 親事業者の提示価格を基に、双方で協議して決定する	よくある	18.2	19.9
	時々ある	47.7	51.2
	ない	34.2	29.0
オ 相互の協議のみで決定する	よくある	12.9	12.8
	時々ある	32.8	37.0
	ない	54.3	50.2
カ その他		0.0	0.0

有効回答数：年 = 363，ス = 297

(イ) 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

下請代金の決定に関し下請事業者からは，

取引量の多い親事業者の中には，当社にとって採算に合わない業務であっても，他物件への影響を匂わせて押し付けてくる事業者もいる。

双方で協議を行うといっても，実質的には親事業者に一方的に金額を決定されており，交渉の余地がない場合が多い。

親事業者から，翌月以降の全業務について，一律一定比率で代金の引下げを求められることがある。物件によっては赤字となるものもあるが，引下げに応じなければ全物件の取引が停止される恐れがあるので，引き受けざるを得ず，孫請業者にもしわ寄せがいつている。

等の指摘があった。

(ウ) 改正下請法の内容

アンケート調査によれば，親事業者が一方的に価格を決定するケースが4割程度あった。また，アンケート及び事業者ヒアリングにおいては，複数の事業者から，翌月以降の業務について一律一定比率で代金の引下げを要請してくる親事業者があるとの指摘があった。

改正下請法施行後は，親事業者が，発注単価を一律一定比率で引き下げて著しく低い下請代金の額を決定するなど，通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に決定することが，禁止される。

また，一般に下請取引においては，親事業者は下請事業者に対し優越した立場にあるため，下請事業者は，受託したくない業務でも受注せざるを得ない場合も多い。そのため，親事業者は，通常対価に比べて著しく低い代金で下請事業者に押し付けることがないよう，下請代金の額の決定に当たっては，当該業務に必要な原材料，人件費等の価格動向を勘案し，下請事業者と十分な協議を行う必要があり，親事業者は，自らが提示した価格に基づいて協議することはできる限り避け，下請事業者に見積りを提示させた上で，それをもとに決定することが望ましい。

参考事項

下請法運用基準（第4 - 5 買いたたき）

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の役務の提供の内容と同種又は類似の内容の役務の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該役務の提供と同種又は類似の役務の提供について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常対価」という。）をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である役務の提供については、例えば、当該役務の提供が従前の役務の提供と同種又は類似のものである場合には、従前の役務の提供に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該役務の提供に支払われる対価との乖離状況及び当該役務の提供を行うに必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

- (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

イ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

ウ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

エ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

オ 同種の役務の提供について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

想定される違反行為事例

- (1) 親事業者が、ビルオーナーから前年比5%の料金引下げ要請があったことを理由として、下請事業者と協議することなく、一方的に前年から5%引き下げた単価を定める場合
- (2) 親事業者が、下請事業者と年間契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた契約書を下請事業者に送付し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を定める場合

買いたたきの禁止についてのQ & A

Q1： 作業内容を下請事業者に提示し見積もりを出してもらい、それを基に価格を決定したいと思うが、価格決定後に、発注した内容が当初の作業内容を大幅に上回ってしまった場合、買いたたきとなるか。

A1： 親事業者が下請代金の額を定める方法としては、見積り合わせ、話し合い、入札等があるが、その価格の取決めの際に親事業者が一律に一定比率で単価を引き下げる、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めるなどの場合には、買いたたきに該当するおそれがある。

この質問の場合、下請事業者に見積もりをさせた段階より作業内容が増えたのにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を作業内容が増

えた場合の下請代金の額として定めたと解釈され、そのままにしておくと買ったきとなるおそれがある。したがって、下請事業者から申出のあるなしにかかわらず、再見積りを取り単価の見直しを行う必要がある。

Q 2 : 当社の決算対策のため、発注単価を一律に引き下げても問題とならないか。

A 2 : 個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買ったたきとして本法上問題となるおそれがある。

Q 3 : 指値で下請事業者に注文を出しても問題とならないか。

A 3 : 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買ったたきとして本法上問題となるおそれがある。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。

エ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

ルール

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反になる。

ポイント

減額が「よくある」とする割合は低いですが、テナント退去や月額料金の引下げに伴う減額が「時々ある」とするものが約2割、発注元が親事業者に支払う代金の引下げを原因とした減額が約1割みられた。

また、月額料金の引下げに伴い、引下げ後の料金を遡及して適用するケースが一部にみられた。

(ア) アンケート集計結果

下請代金が減額される頻度を、その要因別にみたところ、「よくある」とする回答は多いものでも1.5%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「下請代金の月額料金を引き下げたため」が最も多く（年26.8%、ス18.6%）、「発注書等で定めた減額事由に該当したため」が次ぐ（年23.3%、ス16.7%）。

表 18 要因別にみた下請代金減額の頻度

（単位：％）

下請代金の減額要因		年間契約	スポット契約
ア 検査により下請事業者の業務に不備が確認されたため	よくある	0.0	0.5
	時々ある	5.7	7.5
	ない	94.3	91.9
イ 委託した業務の一部を下請事業者が行わなかったため	よくある	0.2	0.5
	時々ある	7.7	9.7
	ない	92.1	89.8
ウ 発注書等で取り決めた減額事由(テナント退去による業務の縮小等)に該当したため	よくある	1.1	0.4
	時々ある	22.2	16.3
	ない	76.7	83.4
エ 下請代金の月額料金を引き下げたため	よくある	1.5	0.7
	時々ある	25.3	17.9
	ない	73.2	81.4
オ 親事業者の経営が苦しくなったため	よくある	0.5	0.2
	時々ある	6.9	4.8
	ない	92.6	95.0
カ 親事業者が発注元から代金を減額されたため	よくある	0.6	0.2
	時々ある	12.2	11.1
	ない	87.2	88.7
キ その他		0.0	0.0

有効回答数：年 = 649，ス = 559

また、「下請代金の月額料金を引き下げたため」代金が減額となったと回答した事業者に対し、引下げの合意前に行った業務についてまで、引下げ後の月額料金が遡及適用される頻度を質問したところ、「よくある」「時々ある」を併せると15.8%であった。

表 19 引下げ後の月額料金が遡及適用される頻度

(単位：%)

引下げ後の月額料金を遡及して適用するケースの頻度	割合
ア よくある	1.5
イ 時々ある	14.3
ウ ない	84.2

有効回答数：133

(イ) 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

減額の具体的事例としては，

見積書を提出して親事業者と金額交渉を行い，下請代金の額を口頭で決定した上で業務を行っても，業務完了後に親事業者からは決定額よりも低い価格が記載された契約書が届くことがある。[下請事業者]

等の指摘があった。

また，契約単価改定の遡及適用については，

親事業者から要請で，契約年度途中の単価引下げに応じた際，半年前の契約日まで遡って引下げ後の単価（月額料金）を適用されたケースがある。[下請事業者]

契約更改の際，代金の引下げを行う旨，親事業者から告げられてはいたが，契約更改から半年後に，引下げ額決定の通知があり，引下げ後の代金が遡及適用された。[下請事業者]

等の指摘があった。

(ウ) 改正下請法の内容

アンケート調査によれば，親事業者の都合による減額（親事業者の経営難，親事業者の発注元からの減額に起因するもの）が一部に，また，年間契約において，年途中に契約単価を引き下げるものや，遡及して「引き下げた単価」を適用するケースが一部にみられた。

改正下請法において，下請事業者の責に帰すべき理由（下記参考事項参照）があるとして代金の減額が認められるのは，瑕疵等の存在又は作業期間の遅れによるサービス価値の低下が明らかな場合に限られ，減額できる額もそれ

ぞれ客観的に相当と認められる額としている。

改正下請法施行後は、上記事由による場合を除き、あらかじめ定めた下請代金の額を減じることは下請法上問題となる。

なお、下請事業者との契約書面において、「契約改定の際には、1箇月前に双方協議」する旨が明確に記載されている場合については、契約期間中の単価引下げは減額には該当しないが、このようなケースであっても、親事業者が下請事業者と協議することなく一方的に単価を引き下げた場合は、下請法上の買いたたきに該当するおそれがある。

また、アンケートでは「下請事業者の不備」、「委託業務の一部不履行」を理由とした減額が一部にみられたが、このような場合についても、減額が認められるのは下請事業者が提供した役務に瑕疵があることが明らかであるなど、上記事由に当たる場合に限られることに留意すべきである。

参考事項

下請法運用基準（第4-3 下請代金の減額）

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、
ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。

エ 下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。

(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請代金の額を減ずることが認められるのは、瑕疵等の存在が明らかな場合又は履行遅延による商品価値の低下が明らかな場合（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）に限られる。

想定される違反事例等

- (1) 親事業者が、下請事業者との間で毎月の役務の提供に対して下請代金を支払うこととしているところ、契約を改定することにより、単価の引下げを行い、引き下げられた単価をさかのぼって適用し、当初の単価で計算された下請代金と新単価で計算された下請代金との差額を翌月の下請代金の支払から一括して差し引く場合
- (2) 親事業者が、下請事業者との間で年間の役務提供契約を締結しているところ、年度末に、年間の一定の期間についてその期間は契約の対象外であったことにする旨の通知を行い、季節協力金という名目で下請代金から差し引く場合
- (3) 親事業者が、下請事業者に役務提供を委託した後に、予算が無いことを理由として下請代金の減額を行う場合

下請代金の減額の禁止についてのQ & A

Q： 当社は、毎年上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回単価改定を行い、各期首に提供される役務から適用しているが、下請事業者との単価改定交渉が長引き、各期の半ばくらいの時点で合意することがある。下請事業者とは各期首に提供される役務から新単価を適用するという合意が成立しており、期首から適用しても問題はないか

A： 新単価が適用できるのは親事業者と下請事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からである。したがって、この場合は合意日前に既に発注した分に新単価を適用するわけであるから、下請代金の減額（遡及適用）となる。各期首に提供される役務から新単価を適用するのであれば、各期首に提供される役務が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはならない。

オ 下請代金の支払遅延の禁止等（第2条の2，4条1項2号）

ルール

親事業者は，下請事業者との合意のもとに下請代金の支払期日を下請事業者が役務の提供をした日から60日以内のできる限り短い期間内で定める義務がある。

親事業者は下請事業者が役務の提供をした日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。

ポイント

請求締切日から支払日までの期間は「30日以内」のものが約7割で最も多く，検査に要する期間も「即日」が5割弱で最も多い。

支払遅延が「よくある」とする割合は概して低いが，親事業者の事務処理の遅れによる支払遅延が「時々ある」とするものが1割強。その他，親事業者の検査の遅れ，親事業者の経営難や親事業者の発注者からの入金遅れを原因とする支払遅延も一部にみられた。

(ア) 支払期日の設定について

a アンケート集計結果

親事業者が下請事業者に対して設定している請求締切日から支払日までの期間は，「30日以内」が最も多く（年70.7%，ス69.9%），「60日超」としている親事業者の割合は低い（年1.9%、ス2.1%）。

表20 親事業者が請求締切日から支払日までに要する期間

（単位：%）

請求締切日から支払日までの期間	年間契約	スポット契約
ア 30日以内	70.7	69.9
イ 30日超60日以内	27.4	28.0
ウ 60日超	1.9	2.1

有効回答数：年 = 646，ス = 564

また，下請代金の請求時期を検査完了後の最初の請求締切日としている親事業者が検査に実際に要している期間は「即日」が最も多く（年45.9%，ス48.3%），「一週間未満」が次ぐ（年43.8%，ス40.9%）。

表21 親事業者が検査に要する期間

（単位：%）

検査完了までの期間	年間契約	スポット契約
ア 即日	45.9	48.3
イ 1週間未満（即日を除く）	43.8	40.9
ウ 1週間以上1月未満	8.8	9.7
エ 1月以上	1.5	1.1

年間：89.7%
スポット：89.2%

有効回答数：年 = 194，ス = 176

b 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

親事業者の支払条件については，

大半の親事業者は，未締め翌月末払の現金 100%。翌々月の支払の業者は少数派〔下請事業者〕

との指摘が多かった。

c 改正下請法の内容

改正下請法では，親事業者に対して，下請事業者が役務を提供した日から起算して 60 日以内に支払期日を定め，当該支払期日に代金を支払い，支払日が 60 日を超えた場合は 60 日目から起算して経過した日数に応じ当該支払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務を課している。

アンケート調査によれば，月末締めの翌月末払など，締切日から支払日までの期間を 30 日以内に設定している事業者が多かったが，当該期間が 30 日を超える事業者も約 3 割あり，更に 60 日を超える事業者も一部にみられた。

当該期間が 60 日を超える親事業者は現行の制度を見直さなければならぬことはもちろん，当該期間が 30 日を超える親事業者についても，締切日の直後に下請事業者が役務を提供した場合や，締切日までに検査が終了しない場合には，改正下請法に定める 60 日を上回り，制度的に下請法違反を引き起こす可能性があることに留意しなければならない。

なお，常駐清掃など，個々の役務が連続して提供される役務であって一定の要件（下記参考事項(4)参照）を満たすものについては，支払期間は月単位で設定された締切対象期間の末日から起算されるため，締切日から支払日までの期間が 60 日以内であればよい。

アンケート調査では，自社の検査完了を支払条件としている親事業者が検査に要する期間も 1 週間未満と比較的短期間であるものが大半ではあったが，締切日制度を採用する事業者にあつては，上記留意事項に鑑み，支払日を締切日の翌月に定めるなど，当該期間を 30 日以内とするよう努める必要がある。

参考事項

下請法運用基準（第4 - 2 支払遅延）

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 法第4条第1項第2号で禁止されている支払遅延とは、「下請代金を支払期日の経過後なお支払わないこと」である。「支払期日」は、法第2条の2により、下請代金の支払期日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日」から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない」とされている。「支払期日」を計算する場合の起算日は「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日」であることから、それ以後に行われる検査や最終ユーザーの確認行為等を基準として支払期日を定める制度を採っている場合には、制度上支払遅延が生じることのないよう、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日以後に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 役務提供委託にあつては、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、下請事業者が提供する個々の役務に対して「支払期日」を設定する必要がある。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であつて、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。

下請代金の額の支払は、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。

3条書面において当該期間の下請代金の額が明記されていること、又は下請代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明記されていること。

下請事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

支払期日の設定についてのQ & A

- Q： 役務取引はすぐに現金払いされることが多いのに、下請法の対象となることにより、役務終了後から60日後の支払とされたり、手形払いとされるなど支払条件の悪化が懸念される。このようなことは、下請法上どのように考えられるのか。
- A： 親事業者が下請法の適用を契機として、一方的に支払条件を悪化させることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとともに、下請法上も、支払条件の悪化を見込んだ対価を下請事業者と十分な協議の上で設定しなければ、買ったとき（P25参照）に該当するおそれがある。

(イ) 下請代金の支払遅延について

a アンケート集計結果

親事業者が、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わなかったケースの頻度を、その要因別にみたところ、「よくある」とする回答は多いものでも0.9%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「親事業者の経理処理が遅れたため」が最も多く（年12.1%、ス13.8%）、年間契約では「委託した業務の一部を下請事業者が行わなかったため」が次ぐ（年7.3%、ス9.9%）。

表 22 要因別にみた支払遅延の状況

（単位：％）

支払遅延の要因		年間契約	スポット契約
ア 検査により下請事業者の業務に不備が確認されたため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	5.7	8.1
	ない	94.3	91.9
イ 委託した業務の一部を下請事業者が行わなかったため	よくある	0.2	0.2
	時々ある	7.1	9.7
	ない	92.8	90.1
ウ 締切日までに親事業者の検査が完了しなかったため	よくある	0.3	0.4
	時々ある	2.5	3.6
	ない	97.2	96.1
エ 親事業者の経営が苦しくなったため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	5.2	5.0
	ない	94.8	95.0
オ 親事業者が発注元から代金の支払いを遅らされたため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	6.6	7.0
	ない	93.4	93.0
カ 親事業者の経理処理が遅れたため（注）	よくある	0.8	0.9
	時々ある	11.3	12.9
	ない	88.0	86.1
キ その他	ある	0.0	0.0

有効回答数：ア～オ及びキ 年=636、ス=558 /カ 年=382、ス=317

（注）選択肢カは下請事業者にのみ質問を行ったもの

b 事業者の個別意見（アンケート記載事項、ヒアリング等）

支払遅延について、下請事業者からは

下請代金の大半は従業員の給料であり、その支払が遅れると影響は甚大。

との指摘があった。

c 改正下請法の内容

改正下請法では、親事業者に対して、下請事業者が役務を提供した日から起算して60日以内に支払期日を定め、当該支払期日に代金を支払い、支払日が60日を超えた場合は60日目から起算して経過した日数に応じ当該支払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務を課している。

アンケート調査によれば、下請代金の支払遅延があったとする事業者の割合は比較的低いですが、支払遅延の理由の中には、親事業者の検査や事務処理の遅れ、親事業者の経営難や親事業者の発注者からの入金遅れを挙げるものがみられた。

改正下請法施行後は、これら下請事業者の責めに帰さない理由で代金の支払を先延ばしすることは、支払遅延として下請法上問題となるため、親事業者はこのようなことがないように事務処理スキームの見直しなど自社にとって必要な対応を法施行前に十分に行っておく必要がある。

また、アンケートで一部にみられた「下請事業者の不備」、「委託業務の一部不履行」を理由とした支払遅延についても、親事業者は、瑕疵等が発注書面に照らして合理的に判断される場合を除いては、下請法上問題となるおそれがあることに留意すべきである。

なお、下請事業者が提供した役務に瑕疵があるなど、下請事業者の責に帰すべき理由があり、下請事業者にやり直しを命じた場合にあっては、親事業者は、発注書面に記された支払期日に代金を支払うことは要しないが、やり直しとしての役務の提供日から60日以内に下請代金の支払を行う必要がある。

参考事項

下請法運用基準（第4-2 支払遅延 から関係部分を抜粋）

(1) 法第4条第1項第2号で禁止されている支払遅延とは、「下請代金を支払期日の経過後なお支払わないこと」である。

想定される違反行為事例

親事業者が、ビルオーナーからの入金が遅れていることを理由として、下請事業者に対して、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わない場合

支払遅延等についてのQ & A

Q： 下請事業者からの作業完了報告が届いた時点を「役務を提供した日」としてよいか。

A： 「役務を提供した日」とは、当該役務が完了した日であり、報告書の届いた日ではない。

カ 割引困難な手形交付の禁止（第4条第2項第2号）

ルール

親事業者は下請事業者に対し、下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となる。

- 割引困難な手形であるかどうかは、金融情勢等を総合的に勘案して判断することとされ、現在の運用では、繊維業 90 日、その他の業種は 120 日を超える手形を割引困難な手形としている。

ポイント

手形支払を行う親事業者の割合は 4.8%、手形期間の平均は 100 日程度であった。

一部にみられた手形期間 120 日を超える手形については、期間の短縮が急務。

(ア) アンケート集計結果

下請代金の支払いに関し、手形支払の有無、現金・手形の割合、手形期間等について質問したところ、回答状況は以下のとおりであった。

手形での支払を行っている親事業者は 4.8%に過ぎず、全額を現金で支払っている親事業者が 95%程度となっている。

また、手形支払を行っている親事業者における、現金・手形の割合は平均すると 2:1 で、手形期間は一部 120 日を超えるものが見受けられるが、平均すると 100 日程度であった。

なお、一括決済方式^{注14}の採用率は、12.3%であった。

表 23 親事業者による手形支払いの状況等

手形支払を行っている親事業者の割合等	割合等
ア 手形支払を行っている親事業者の割合	4.8%
イ 手形支払を行っている親事業者における現金・手形の割合（平均）	現金：手形 2：1
ウ 手形期間（平均・最長）	(平均)105日 (最長)165日
エ 一括決済方式の採用率	12.3%

有効回答数：ア = 687，イ = 33，ウ = 33，エ = 666

注14 一括決済方式は、手形の発行量の増大に伴い手形発行・受取に係る業務量が親事業者・下請事業者双方にとって大きな負担となってきたため、手形に代わる手段として考案されたもので、手形と実質的に同じ機能を果たすものである。

(イ) 改正下請法の内容等

アンケート調査では、手形交付を行っている事業者の割合が少なく、また、手形期間も平均で 100 日程度であった。しかし、一部でみられた 120 日を超える手形期間を設定している親事業者にとっては、改正下請法上問題となるため、手形期間を少なくとも 120 日以内に短縮する必要がある。

キ 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

ルール

親事業者が正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品・役務などを強制的に下請事業者に購入・利用させると購入・利用強制となり、下請法違反となる。

ポイント

下請事業者の約3割が、親事業者から物品の購入等の要請があったとし、そのほとんどが親事業者からの要請に従ったとした。

親事業者の中には今後の取引への影響を示唆して購入等を要請したのもみられ、このような行為は下請法上問題となる。

親事業者が要請を行う理由としては「得意先からの依頼」が多く、要請内容としては、保険への加入を挙げるものが多かった。

(ア) アンケート集計結果

下請事業者に対し、親事業者からの物品の購入、役務の利用要請の頻度について質問したところ、「よくある」とする回答は3.3%で、「よくある」「時々ある」を併せると30.8%であった。

親事業者から行われる購入・利用要請としては、「生命保険、損害保険への加入要請」を挙げるものが多く、その他、「親事業者の得意先企業の取扱商品やチケットの購入要請」、「親事業者指定の清掃用ワックスの購入要請」などがあった。

表 24 親事業者からの購入・利用要請
(単位：%)

親事業者からの要請	割合
ア よくある	3.3
イ 時々ある	27.5
ウ ない	69.1

30.8%

有効回答数：418

次に、下請事業者が親事業者からの物品の購入、役務の利用要請に従ったかどうかについては、「従った」が43.8%で、「一部従った」と併せると95.3%となった。親事業者からの要請があった場合には、大半の下請事業者がそれに従っている状況にある。

表 25 親事業者からの購入・利用要請への対応
(単位：%)

親事業者からの要請	割合
ア 従った	43.8
イ 一部従った	51.6
ウ 従わなかった	4.7

95.3%

有効回答数：128

さらに、親事業者からの物品の購入、役務の利用要請に従ったとする下請事業者に対して、従った理由について選択肢を定めて質問したところ、「今後の取引への影響が心配」が59.5%と最も多く、「長い付き合いで仕方がない」(58.7%)が次ぐ。また、「要請に従わないと今後取引を行わない旨を示唆された」とする悪質なケースは、11.6%であった。

表 26 下請事業者が親事業者からの購入要請等に従った理由（複数回答）

（単位：％）

	割合
ア 親事業者とは長い付き合いで仕方がなかったため	58.7
イ 親事業者が要請に従わないと今後取引を行わない旨示唆したため	11.6
ウ 親事業者との今後の取引に悪影響が出ることが心配だったため	59.5
エ 業界における長年の慣行のため	21.5
オ 自社（下請事業者）にとって必要なものであったため	47.9
カ その他	4.1

（注）多い順に3つまで回答

有効回答数：121

また、親事業者に対し、下請事業者に物品の購入要請、役務の利用要請を行う頻度について、その要因別に質問したところ、「よくある」とする回答は多いものでも0.7%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「得意先からの依頼」が12.3%と最も多く、「自社の営業促進に協力してもらうため」(9.8%)が次ぐ。

表 27 親事業者が購入・利用要請を行う理由

（単位：％）

理由別にみた購入・利用要請の発生頻度	割合	
ア 自社〔親事業者〕の営業促進に協力してもらうため	よくある	0.0
	時々ある	9.8
	ない	90.2
イ 自社〔親事業者〕の手持ち在庫を処分するため	よくある	0.0
	時々ある	0.4
	ない	99.6
ウ 自社〔親事業者〕の得意先から、購入又は購入者の紹介依頼があるため	よくある	0.7
	時々ある	11.6
	ない	87.7
エ その他	ある	0.0

有効回答数：276

(イ) 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

下請事業者からは

保険会社系列のビル管理会社からは、契約後に発注担当者から、生保、損保（自動車保険，労災保険）への加入を強く求められる。そのため、会社として同様の保険に二重に加入したり、従業員（役職が高いものから順に割当て）が加入するようにしている。

との指摘があったが、親事業者からは、

発注者からレジャー施設のクーポン券や歳暮・中元用品等の購入を割り当てられることがあり、その場合には下請事業者へも協力を依頼せざるを得ない。

とする意見があった。

(ウ) 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、親事業者から物品等の購入要請等を受けた下請事業者の大半が、今後の取引への影響等を考え、それに応じたとした。

また、下請事業者の一部は、親事業者から要請に従わないと今後取引を行わない旨を示唆されたとし、親事業者が物品の購入等を下請事業者に要請する理由の上位は「得意先からの依頼」が占めた。

継続的な役務提供契約において、親事業者がその優越的な立場を利用して、下請事業者に対し、正当な理由なく物品の購入等を強制することは、独占禁止法に違反するおそれがあり、改正下請法施行後は下請法違反となる。

親事業者においては、改正下請法の趣旨・禁止事項を十分に理解し、本法の施行を機に、自らの得意先事業者に対しても、改正下請法について説明するなどして、下請事業者への要請につながるような依頼は受けないよう努める必要がある。

アンケート調査によれば、親事業者から、保険の加入を要請されたケースが多かった。特に、保険会社及びその系列の事業者にあつては、親事業者の下請法違反行為を助長するような依頼は、厳に慎むべきである。

参考事項

下請法運用基準(第4 - 6 購入・利用強制)

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制とは、「下請事業者の役務の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること」により、下請事業者にその対価を負担させることである。

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、親事業者又は関連会社等が販売する物であって、下請事業者の購入の対象として特定した物がすべて含まれる。また、「役務」とは、親事業者又は関連会社等が提供するものであって、下請事業者の利用の対象となる役務がすべて含まれる。

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。

- (2) 次のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入又は役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

ア 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入又は利用を要請すること。

イ 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請すること。

ウ 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入又は利用を要請すること。

エ 下請事業者が購入若しくは利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入若しくは利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入又は利用を要請すること。

オ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に物を下請事業者に送付すること。

想定される違反行為事例

- (1) 親事業者は、購買担当者を通じて、自社の取引先の商品の購入先を紹介するよう下請事業者に要請したところ、下請事業者は購入先を紹介することができず、自ら当該商品を購入することを余儀なくされる場合
- (2) 親事業者が、自社の関連会社の販売する商品の購入を下請事業者ごとに数量を定めて割り振り、下請事業者に購入させる場合
- (3) 親事業者が、自社に出資している保険会社が扱っている保険への加入を下請事業者に対して要請し、下請事業者は既に別の保険会社の保険に加入しているため、断りたい事情にあるにもかかわらず、度々要請し、下請事業者に親事業者の薦める保険に加入させる場合

物品の購入強制等の禁止についてのQ & A

Q： 当社は、この度、得意先が企画したイベントチケットの販売促進を図ることとし、外注担当者を含めて全社員に販売目標数を定めて販売していたところ、1次下請事業者の取引先である2次下請事業者から当該イベントチケットを買わされたとの苦情を受けた。当社としては、どのような点に気を付ければよかったのか。

A： 親事業者が下請事業者に対し物品を販売する場合、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、下請事業者に対し購入を余儀なくさせることとなるので、購入強制として本法上問題とされるおそれがある。

したがって、今後、外注担当者等を通じて販売しないようにすべきであり、とりわけ販売目標数（ノルマ）を定めること等は問題を生じやすいので留意する必要がある。

ク 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

ルール

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

ポイント

下請事業者の約1割が、親事業者から経済上の利益の提供を要請されたとし、その約9割が要請に従ったとした。

親事業者の中には今後の取引への影響を示唆して購入等を要請したのもみられ、このような行為は下請法上問題となる。

(ア) アンケート集計結果

下請事業者に対し、親事業者からの経済的利益（下請代金の支払とは関係ない金銭（協賛金など）、役務等）の提供要請の頻度について質問したところ、「よくある」とする回答は1.7%で、「よくある」「時々ある」を併せると11.6%であった。

親事業者から行われる経済的利益の提供要請の内容としては、「協力金の支払い要請」、「親事業者の得意先企業のオープンセールへの人の無償派遣要請」などがあつた。

表 28 親事業者からの経済的利益の提供要請

（単位：％）

親事業者からの要請	割合
ア よくある	1.7
イ 時々ある	9.9
ウ ない	88.4

11.6%

有効回答数：415

次に、下請事業者が親事業者からの経済的利益の提供要請に従ったかどうかについては、「従った」が52.1%で、「一部従った」と併せると91.7%となった。親事業者からの要請があつた場合には、大半の下請事業者がそれに従っている状況にある。

表 29 親事業者からの経済的利益の提供要請への対応

（単位：％）

親事業者からの要請	割合
ア 従った	52.1
イ 一部従った	39.6
ウ 従わなかった	8.3

91.7%

有効回答数：48

さらに、親事業者からの経済的利益の提供要請に従ったとする下請事業者に対して、従った理由について設問を定めて質問したところ、「今後の取引への影響が心配」が72.7%で最も多く、「長い付き合いで仕方がない」(70.5%)で次ぐ。また、「要請に従わないと今後取引を行わない旨を示唆された」とする悪質なケースは9.1%であった。

表 30 下請事業者が親事業者からの経済上の利益の提供要請に従った理由
(複数回答)
(単位：%)

	割合
ア 親事業者とは長い付き合いで仕方がなかったため	70.5
イ 親事業者が要請に従わないと今後取引を行わない旨示唆したため	9.1
ウ 親事業者との今後の取引に悪影響が出ることが心配だったため	72.7
エ 業界における長年の慣行のため	45.5
オ 自社(下請事業者)にとって必要なものであったため	13.6
カ その他	11.4

(注) 多い順に3つまで選択

有効回答数：44

また、親事業者に対し、下請事業者に経済的利益の提供要請を行う頻度について、その要因別に質問したが、「よくある」「時々ある」とする回答は極めて少なく、その傾向は見えなかった。

表 31 経済上の利益の提供要請を親事業者が行う理由

(単位：%)

理由別にみた経済上の利益の提供要請の発生頻度	割合	
ア 業務に必要となる資格者等が不足したため	よくある	0.0
	時々ある	0.4
	ない	99.6
イ 自社[親事業者]の経営が厳しいため	よくある	0.0
	時々ある	0.0
	ない	100.0
ウ 長年の慣行となっているため	よくある	0.0
	時々ある	0.7
	ない	99.3
エ その他	ある	0.0

有効回答数：277

(イ) 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

親事業者の協賛金については，

親事業者から協賛金を求められ支払っているが，用途等は明らかにされておらず，不満〔下請事業者〕

との意見があった。

(ウ) 改正下請法の内容

アンケート調査によれば，親事業者から経済的利益の提供要請を受けたとする下請事業者の割合は低かったが，要請を受けた下請事業者の約9割が，今後の取引への影響等を考え，それに応じたとした。また，下請事業者の一部は，親事業者から要請に従わないと今後取引を行わない旨を示唆されたとしている。

改正下請法の施行後は，親事業者は，下請事業者にとっても直接的な利益となる場合を除き，親事業者が自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させることは，改正下請法に違反するおそれがある。そのため，親事業者は下請事業者の直接の利益につながるものが明らかなものでない限り，要請を行うことのないよう留意すべきである。

また，アンケートにおいては，親事業者からの要請の具体的な内容として「親事業者の得意先企業のオープンセールへの人の無償派遣」を挙げるものがあった。親事業者においては，改正下請法の趣旨・禁止事項を十分に理解し，本法の施行を機に，自らの得意先事業者に対しても，改正下請法について説明するなどして，下請事業者への要請につながるような依頼は受けないよう努める必要がある。

加えて，親事業者の得意先事業者にあつては，親事業者の下請法違反行為を助長するような依頼は，厳に慎むべきである。

参考事項

下請法運用基準(第4 - 7 不当な経済上の利益の提供要請)

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

(1) 法第4条第2項第3号で禁止される不当な経済上の利益の提供要請とは、親事業者が下請事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「下請事業者の利益を不当に害」することである。

(2) 「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等の名目のいかんを問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

親事業者が下請事業者に「経済上の利益」の提供を要請する場合には、当該「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど下請事業者にとっても直接の利益となる場合もあり得る。「経済上の利益」が、その提供によって得ることとなる直接の利益の範囲内であるものとして、下請事業者の自由な意思により提供する場合には、「下請事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

他方、親事業者と下請事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等下請事業者の利益との関係が明らかでない場合、親事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等下請事業者の直接の利益とならない場合は、法第4条第2項第3号に該当する。

(3) また、親事業者が、次のような方法で、下請事業者に経済上の利益の提供を要請することは、法第4条第2項第3号に該当するおそれがある。

ア 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に経済上の利益の提供を要請すること。

イ 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて経済上の利益の提供を要請すること。

ウ 下請事業者に対して、経済上の利益を提供しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して経済上の利益の提供を要請すること。

エ 下請事業者が経済上の利益を提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに経済上の利益を提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて経済上の利益の提供を要請すること。

オ (略)

想定される違反行為事例

親事業者が、年度末の決算対策として、下請事業者に対して協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込を行わせる場合

ケ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条第2項第4号)

ルール

親事業者は下請事業者に責任がないのに、発注の取消し若しくは発注内容の変更を行い、又は下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

ポイント

下請事業者の費用負担を伴う発注内容の変更があるとするものが約3割あり、そのうち、費用を下請事業者に負担させるケースが一部にみられた。

親事業者の顧客によるキャンセル、解約を理由とした発注の取消し等が時々あるとする回答が3割以上。発注の取消し等によって下請事業者に費用が生じることは少ないとの意見もあったが、親事業者が費用負担とした割合は総じて低い。

発注元の意向によるやり直しが「時々ある」とするものが4割弱あり、そのうち、費用を下請事業者が全額負担とするものが約4割、費用負担を協議して決定するものが6割弱となっている。

(ア) 発注内容の変更

a アンケート調査結果

(a) 発注内容の変更状況

下請事業者に追加費用が生じる発注内容の変更(作業の追加、仕様の変更等)が生じる頻度について質問したところ、「ほとんどない」が最も多く(年74.1%、又69.1%)、「30%以下」が次く(年24.8%、又29.5%)。

表32 発注内容の変更状況

(単位：%)

発生頻度	年間契約	スポット契約
ア ほとんどない	74.1	69.1
イ 30%以下	24.8	29.5
ウ 30%超50%以下	0.3	0.9
エ 50%超80%以下	0.5	0.2
オ 80%超100%未満	0.2	0.0
カ 100%	0.2	0.4

有効回答数：年 = 652，又 = 559

(b) 発注内容の変更に伴う費用負担

発注内容の変更があったとする事業者に対して、発注内容の変更に伴う追加費用の負担者について質問したところ、年間契約、スポット契約ともに、「親事業者と下請事業者の双方で話し合い、その都度負担割合

を決める」が最も多い(年 59.9% , ス 58.0%)。

しかし、下請事業者が「全額負担する」「ほとんど負担する」とする回答も併せると、年間契約で 13.5% , スポット契約で 14.0%あった。

表 33 発注内容の変更に伴う費用負担処理状況

(単位：%)

変更に伴い発生した費用の負担者	年間契約	スポット契約
ア 親事業者が全額負担する	9.7	9.0
イ 親事業者がほとんど負担する	13.0	15.0
ウ 下請事業者が全額負担する	7.7	7.5
エ 下請事業者がほとんど負担する	5.8	6.5
オ 親事業者と下請事業者の双方で話し合い、その都度負担割合を決める	59.9	58.0
カ その他	3.9	4.0

有効回答数：年 = 207 , ス = 200

(c) 発注内容の変更に伴う変更通知の交付

発注内容の変更が行われた場合、新たに発注書面を親事業者が交付しているかどうかについて質問したところ、「発注内容の変更の程度によっては交付している」が最も多く(年 44.9% , ス 56.8%)、年間契約では「必ず交付している」が 43.2%で、スポット契約では「交付していない」が 21.3%で次ぐ。

表 34 変更通知の交付状況

(単位：%)

交付状況	年間契約	スポット契約
ア 必ず交付して(されて)いる	43.2	20.2
イ 発注内容の変更の程度によっては交付して(されて)いる	44.9	56.8
ウ 交付して(されて)いない	10.7	21.3
エ その他	1.3	1.6

有効回答数：年 = 234 , ス = 183

b 事業者の個別意見(アンケート記載事項、ヒアリング等)

発注内容の変更が発生する理由については、

親事業者の事前の現場調査不足。[下請事業者]

との指摘があった。

また、発注内容の変更に伴い発生する追加費用の負担については、

仕様変更に伴い発生する追加費用については、親事業者から負担を強制されている。[下請事業者]

親事業者が発注元から「ついでに」と契約外の作業まで行うよう依

頼された場合は、そのツケが下請事業者に回される。[下請事業者]との指摘があった。

c 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、下請事業者の費用負担を伴う発注内容の変更が発生する頻度自体は概して低いが、発注内容の変更があった場合において追加費用を下請事業者負担とするケースが一部にみられた。

改正下請法では、下請事業者の責に帰すべき理由なき発注内容の変更を行うことにより、親事業者が下請事業者の利益を不当に害することを禁止しており、法施行後は、親事業者は、ビルオーナー等からの要請に基づき、当初の委託内容にはない追加的作業を下請事業者に求める場合には、追加作業に伴う費用はすべて自らが負担しなければならないことに留意しなければならない。

また、親事業者が、発注書面に、仕様を明確に記載していないケースにおいて、発注内容とは異なるとして、費用負担することなく下請事業者に業務内容を追加する行為は、改正下請法上問題となるため、親事業者は、発注書面に可能な限り具体的に仕様を記載しておく必要がある。

なお、親事業者は、発注書面に記載した内容を変更した場合は、これらの内容を記載した書面を作成し下請事業者に交付するとともに、この経緯について、5条書類（P24参照）に記載し保存しなければならない。

(イ) 発注の取消し等

a アンケート集計結果

(a) 発注の取消し状況

発注後、下請事業者が役務を提供する前までに、発注が取り消される頻度を、その要因別にみたところ、「よくある」とする回答は多いものでも 1.1%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「親事業者がビルオーナー等からキャンセルされたため」が最も多く（年 36.8%、ス 34.4%）、「下請事業者を他の料金が安価な事業者に変更するため」が次ぐ（年 13.7%、ス 12.3%）。

表 35 要因別にみた発注の取消しの発生頻度

（単位：％）

発注取消しの要因		年間契約	スポット契約
ア 下請事業者に発注業務をこなす能力がなかったため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	4.1	4.2
	ない	95.9	95.8
イ 下請事業者が発注の取り消しを要請したため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	4.3	4.2
	ない	95.7	95.8
ウ 下請事業者を他の料金が安価な事業者に変更するため	よくある	1.1	0.5
	時々ある	12.6	11.8
	ない	86.3	87.6
エ 親事業者がビルオーナー等からキャンセルされたため	よくある	0.6	0.4
	時々ある	36.2	34.0
	ない	63.2	65.6

有効回答数：年 = 633，ス = 550

(b) 発注の取消しに伴う費用負担

発注の取消しがあったとする事業者について、既に下請事業者に生じている準備費用^{注15}等の取扱いを発注の取消し要因別にみたところ、親事業者の都合による発注の取消し（ウ及びエ）についても、下請事業者がその費用を負担するとする割合が4割程度みられた。

注15 ヒアリングでは、下請事業者に生じる準備費用としてパート作業員の手配、資機材の調達等の費用を挙げるものがあった。

表 36 要因別にみた準備費用の処理状況

(単位：%)

発注の取消し要因別にみた準備費用等の取扱い		年間契約	スポット契約
ア 下請事業者に発注業務をこなす能力がなかったため	親事業者が負担	20.8	13.0
	下請事業者が負担	33.3	34.8
	都度協議	45.8	52.2
イ 下請事業者が発注の取り消しを要請したため	親事業者が負担	7.7	13.0
	下請事業者が負担	50.0	56.5
	都度協議	42.3	30.4
ウ 下請事業者を他の料金が安価な事業者に変更するため	親事業者が負担	14.6	10.4
	下請事業者が負担	42.7	44.8
	都度協議	42.7	44.8
エ 親事業者がビルオーナー等からキャンセルされたため	親事業者が負担	14.5	8.0
	下請事業者が負担	36.4	41.5
	都度協議	49.1	50.6

有効回答数：ア/年=24，ス=23 イ/年=26，ス=23

ウ/年=82，ス=67 エ/年=220，ス=176

(c) 年間契約における契約の中途解約

年間契約が契約期間中に解約される頻度を、その要因別にみたところ、「よくある」とする回答は多いものでも1.6%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「親事業者がビルオーナー等からキャンセルされたため」が47.5%と最も多く、「下請事業者を他の料金が安価な事業者に変更するため」(19.2%)が次ぐ。

表 37 要因別にみた中途解約の発生頻度

(単位：%)

中途解約要因	よくある	時々ある	ない
ア 下請事業者に発注業務をこなす能力がなかったため	0.0	5.8	94.2
イ 下請事業者が契約解除を要請したため	0.0	5.0	95.0
ウ 下請事業者が業務でミスを行ったため	0.2	13.4	86.4
エ 下請事業者を他の料金が安価な事業者に変更するため	0.6	18.6	80.8
オ 親事業者がビルオーナー等から契約解除されたため	1.6	45.9	52.5

有効回答数：619

(d) 中途解約に伴う違約金等の支払い状況

中途解約があったとする事業者に対し、解約に伴う違約金等の支払い状況を、中途解約の要因別にみたところ、親事業者の都合による中途解約(エ及びオ)についても、違約金等が払われる割合は8%程度となっている。

表 38 要因別にみた違約金等の支払状況

(単位：%)

中途解約要因	違約金等の 支払あり	違約金等の 支払なし	都度協議
ア 下請事業者に発注業務をこなす 能力がなかったため	5.9	44.1	50.0
イ 下請事業者が解約解除を要請し たため	10.0	33.3	56.7
ウ 下請事業者が業務でミスを犯し たため	5.0	38.8	56.3
エ 下請事業者を他の料金が安価な 事業者に変更するため	8.8	44.2	46.9
オ 親事業者がビルオーナー等から キャンセルされたため	7.1	39.6	53.2

有効回答数：ア = 34，イ = 30，ウ = 80，エ = 113，オ = 280

b 事業者の個別意見（アンケート記載事項，ヒアリング等）

発注の取消し及び中途解約によって，下請事業者に費用負担が生じるかについては，

経費の7割は人件費。当日のキャンセル等を除けば，キャンセルや中途解約で下請事業者に損失が生じることは少ない〔親事業者〕

との指摘があった。

また，親事業者からの発注の取消し等に関し，

親事業者から依頼を受けて，現地に出向いたらオーナーから断られるといった，親事業者の連絡ミスに起因するキャンセルが，スポット契約においてそれなりにある。現地に出向いた上でキャンセルされると，アルバイト職員への給料支払等の費用が生じるが親事業者は「悪かった」と言うだけで，費用等を清算することはない〔下請事業者〕

との指摘があった。

c 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、「ビルオーナー等からキャンセルされた」等，親事業者の都合により発注の取消しや中途解約が行われるケースが「時々ある」とする回答が一定数みられたが，発注の取消し等によって下請事業者に生じた費用を親事業者が負担するとしている割合は総じて低かった。

改正下請法では，下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，発注の取消し等を行うことによって，親事業者が下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。

改正下請法施行後は，ビルオーナー等からのキャンセルにより下請事業者との契約を取り消さざるを得ない場合や自己都合によって下請事業者との契約を中途解約する場合に，親事業者は，既に下請事業者が生じてい

る費用をすべて負担する必要があることに留意しなければならない。特に、親事業者は、ビルオーナー等が発注をキャンセルした場合の費用の補償については、あらかじめビルオーナー等との間で十分に協議して決めておくなど、発注者側の都合により、自らが損失を被ることがないように、十分に準備しておくことが望ましい。

なお、上記取扱いは、発注書面により発注された場合に限られない。例えば、親事業者からビルオーナー等から正式受注する前に、下請事業者に口頭で作業を開始させているような場合も、親事業者が費用を負担しないままに発注を取り消した場合は改正下請法上問題となる（なお、このような発注方法自体が書面交付義務違反となる。）。

参考事項

想定される違反行為事例

親事業者が、下請事業者に清掃を委託し、下請事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、親事業者が発注を取り消し、下請事業者が要した費用を負担しない場合

発注の取消等に関するQ & A

Q： 親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないと理解してよいか。

A： 親事業者が結果として下請事業者が負担することとなった費用をすべて負担すれば問題ない。

(ウ) やり直し

a アンケート集計結果

(a) やり直しの状況

親事業者が下請事業者にやり直しを命じる頻度を、その要因別にみたところ、「よくある」とした回答は多いものでも0.8%であった。「よくある」「時々ある」を併せた比較では、「親事業者の検査により下請事業者の業務に不備が確認されたため」「親事業者の顧客の意向」が他に比べて相対的に高かった。

表 39 要因別にみたやり直しの状況

(単位：%)

やり直しの要因		年間契約	スポット契約
ア 親事業者の検査により下請事業者の業務に不備が確認されたため	よくある	0.5	0.4
	時々ある	34.9	41.3
	ない	64.6	58.4
イ 委託した業務の一部を下請事業者が行わなかったため	よくある	0.0	0.0
	時々ある	26.4	29.8
	ない	73.6	70.2
ウ 下請事業者の作業後に、親事業者の都合により仕様が変更されたため	よくある	0.3	0.4
	時々ある	12.1	14.2
	ない	87.6	85.5
エ 親事業者の顧客の意向	よくある	0.8	0.7
	時々ある	34.1	39.1
	ない	65.1	60.2

有効回答数：年 = 622，ス = 550

(b) やり直しに伴う費用負担

やり直しがあったとする事業者に対して、やり直しに伴い生じた追加費用の処理について質問したところ、下請事業者の責に帰するやり直しと考えられるケース（ア及びイ）では「下請事業者が負担」が7割程度と最も高く、親事業者の都合によるやり直し（ウ）及び親事業者の顧客の意向（エ）によるものについては、「都度協議」が6割弱と最も高い。

表 40 追加費用負担状況

(単位：%)

要因別にみた費用の負担者		年間契約	スポット契約
ア 親事業者の検査により下請事業者の業務に不備が確認されたため	親事業者が負担	2.3	0.9
	下請事業者が負担	70.9	74.2
	都度協議	26.8	24.9
イ 委託した業務の一部を下請事業者が行わなかったため	親事業者が負担	1.9	0.6
	下請事業者が負担	81.6	79.9
	都度協議	16.5	19.5
ウ 下請事業者の作業後に、親事業者の都合により仕様が変更されたため	親事業者が負担	26.0	28.6
	下請事業者が負担	13.0	19.5
	都度協議	61.0	51.9
エ 親事業者の顧客の意向	親事業者が負担	5.6	6.6
	下請事業者が負担	40.5	41.0
	都度協議	54.0	52.4

有効回答数：ア/年 = 213，ス = 221 イ/年 = 158，ス = 154
 ウ/年 = 77，ス = 77 エ/年 = 215，ス = 212

(c) やり直しに伴うルールの設定状況

やり直しの必要が生じた場合の取り扱いについて、あらかじめ取り決めているかについて質問したところ、「取り決めている」とする事業者は、年間契約で 52.2%、スポット契約で 48.0%であった。

なお、「取り決めていない」とする親事業者の中には、「現場の状況により対応が様々となるやり直しについて、事前にその取扱いを決めておくことは難しい」と指摘するものもあった。

表 41 事前ルールの取決め状況

(単位：%)

取決め状況	年間契約	スポット契約
ア 取り決めている	52.2	48.0
イ 取り決めていない	47.8	52.0

有効回答数：年 = 640，ス = 558

(d) 事前ルールの内容

事前ルールを取り決めているとする事業者に対し、取り決めている主な内容について選択肢を定めて質問したところ、「協議事項」が最も多く（年 90.5%、ス 92.0%）、「費用負担割合」「免責事項」「賠償基準」が約 3 割程度で並ぶ。

表 42 取決め事項(複数回答)

(単位：%)

取決め事項	年間契約	スポット契約
ア 協議事項	90.5	92.0
イ 費用負担割合(負担方法)	29.4	30.5
ウ 免責事項	32.2	30.5
エ 賠償基準	32.5	32.1
オ その他	2.5	2.3

有効回答数：年 = 326，ス = 262

b 事業者の個別意見(アンケート記載事項、ヒアリング等)

(a) やり直しに要する費用の負担者について

やり直しに要する費用については、

発注者からのやり直しの指示については、クレーム処理と認識しており、発注者からの特段の費用支払いがない場合は、実際に作業

を行った下請事業者が負担するべきと考えている。[親事業者]

ビルメン業界では、やり直しに要した費用については、すべて下請負担となっている。[下請事業者]

等、下請事業者負担とする慣行を指摘する意見が多くみられたが、下請事業者からは、

作業実施日から長期間経過後のやり直しや、ユーザーに対する親事業者の説明不足に起因するやり直しについてまで、下請事業者負担とされている現状については納得がいかない。

とする意見もあった。

(b) やり直しに係る検査基準について

親事業者が下請事業者にやり直しを求める基準については、

やり直しは清掃業務が多いが、清掃についての価値判断は個人の主観によるところが多く、成果を客観的に評価できるだけの判断基準がないことが問題。[親事業者]

清掃業務の評価はユーザー側担当者の主観によって決まるといのが正直なところで、ユーザー側担当者の確認が、親事業者の検収として機能している。そのため、下請事業者にはオーナー側担当者の感覚的なところによって「やり直し」をお願いしている。[親事業者]

とする意見があった。

また、下請事業者からは、

仕様どおりに業務を行っても、親事業者からは、仕様を上回る仕上がりを要求されることがある。

との不満もあった。

c 改正下請法の内容

アンケート調査によれば、下請事業者が親事業者からやり直しを求められるケースが一定数みられ、やり直しの理由としては「下請事業者の不備」、
「発注者の意向」を挙げるものが比較的多かった。また、やり直しについて発生した費用については、下請事業者が負担するとしたものが多くみられた。

改正下請法では、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、やり直しを行わせることにより、親事業者が下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。そのため、改正下請法の施行後は、親事業者が下請事業者にやり直しを求められるのは、提供された役務が発注内容と異

なる又は瑕疵等があることが発注書面に照らして合理的に判断される場合に限られる。

事業者ヒアリングにおいては、やり直しはビル清掃において多く、同作業に関しては客観的な検査基準がないことから、その仕上りの評価基準が各個人の主観に多分に影響されているとの指摘があった。

このように、委託内容や検査基準が不明確なままで発注を行い、その後ビルオーナー等の要請に基づき、下請事業者が無償でやり直しを指示した場合には、下請事業者の了承を得た場合であっても、改正下請法上問題となるおそれがある。

また、親事業者は、発注者から瑕疵等があるとしてやり直しを指示された場合でも、下請事業者の責に帰す瑕疵等が発注書面に照らして合理的に判断される場合を除いては、やり直しに要する費用を下請事業者に負担させることができないことに留意しておかなければならない。

親事業者にあっては、下請事業者への委託内容を可能な限り、発注書面に明確にするよう努める必要があるし、例えば、自らの発注者に対して、下請事業者が行う業務の仕様について十分な説明を行い、当該業務に関する仕上り状態について理解を得るよう努めるなど、改正下請法の施行に向けて、委託内容の明確化に向けた準備を十分に行っておく必要がある。

参考事項

下請法運用基準(第4-8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)

・・・下線部分は役務提供委託にあわせて運用基準を読み替えている箇所

- (1) 法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとは、親事業者が下請事業者に対して「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の役務の提供の内容を変更させ、又は下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に役務の提供をやり直させること」により、「下請事業者の利益を不当に害」することである。
- (2) 「下請事業者の役務の提供の内容を変更させること」とは、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をする前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。また、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に役務の提供をやり直させること」とは、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に、役務の提供に関して追加的な作業を行わせることである。こうした役務の提供内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは「下請事業者の利益を不当に害」することとなるものである。

やり直し等のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な役務の

提供内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

- (3) 「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して役務の提供の内容を変更させることが認められるのは、下請事業者の要請により役務の提供の内容を変更する場合、若しくは下請事業者がその委託を受けた役務の提供をする前に親事業者が下請事業者の役務の提供の内容を確認したところ、下請事業者の役務の提供の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の役務の提供に瑕疵等があることが合理的に判断される場合に限られる。また、「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に役務の提供をやり直させることが認められるのは、下請事業者の役務の提供の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の役務の提供に瑕疵等がある場合に限られる。

なお、次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の役務の提供の内容が委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として役務の提供内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

ア 下請事業者がその委託を受けた役務の提供をする前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、役務の提供の内容が委託内容と異なるとする場合

イ 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、役務の提供を行ったにもかかわらず、役務の提供内容が委託内容と異なるとする場合

ウ 検査基準を恣意的に厳しくして委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合

エ 略

(4) 略

- (5) 当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな役務提供委託をしたと認められる場合には、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項を記載した3条書面を改めて交付する必要がある。

また、親事業者は下請事業者に対して役務提供委託をする際には、委託内容を満たしているか否か双方で争いが生じることのないよう、委託内容を明確に記載する必要がある。役務提供委託をした時点では委託内容が確定せず、3条書面に記載していない場合であっても、委託内容が定められた後、直ちに委託内容を明確に記載した書面を交付する必要がある。また、取引の過程で、3条書面に記載された委託内容が変更され、又は明確化されることもあるので、このような場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付する必要がある。法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要がある。

第3 最後に

本調査報告書では、関連団体等に対する説明会等において多数寄せられた要望・意見に応えるため、下請法上の考え方について、同法の項目別に詳細に紹介している。各事業者においては、これらの考え方を参照し、下請法上問題となる取引慣行を改善し、適正な下請取引を行うことが強く望まれる。